

D 3 - 1 8

5 年 保 存 (常)
(令 和 8 年 12 月 31 日 まで)

F N . D 3 - 1 - 3

鹿 交 規 第 2 2 7 号

鹿 交 企 第 2 5 9 号

鹿 交 指 第 1 6 5 号

令 和 3 年 1 2 月 2 4 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	企画許可係	TEL	
----	-------	-----	--

緊急通行車両等の事前届出・確認手続等の事務処理要領について
(通達)

見出しのことについては、これまで「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等の事務処理要領について(通達)」(令和3年2月3日付け鹿交規第36号ほか。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、このたび、オンラインでの届出に係る運用を追加し、別添のとおり定めたので、事務処理に誤りがないようにされたい。

なお、この通達は令和4年1月4日から施行し、旧通達は令和4年1月3日限り廃止する。

別添

緊急通行車両等の事前届出・ 確認手続等の事務処理要領

【凡例】

- 「 災 対 法 」 : 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)
- 「災害対策基本法施行令」 : 災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号)
- 「災害対策基本法施行規則」 : 災害対策基本法施行規則 (昭和37年総理府令第52号)
- 「 地 震 法 」 : 大規模地震対策特別措置法 (昭和53年法律第73号)
- 「地震法施行令」 : 大規模地震対策特別措置法施行令 (昭和53年政令第385号)
- 「地震法施行規則」 : 大規模地震対策特別措置法施行規則 (昭和54年総理府令第38号)
- 「 原 災 法 」 : 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号)
- 「原災法施行令」 : 原子力災害対策特別措置法施行令 (平成12年政令第195号)
- 「国民保護法」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)
- 「国民保護法施行令」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成16年政令第275号)
- 「 道 路 交 通 法 」 : 道路交通法 (昭和35年法律第105号)
- 「 道 路 法 」 : 道路法 (昭和27年法律第180号)
- 「緊急交通路」 : 災対法第76条第1項の規定により指定する道路の区間
- 「 確 認 標 章 」 : 災対法施行規則別記様式第3に規定する標章及び地震法施行規則別記様式第6に規定する標章
- 「指定行政機関」 : 災害対策基本法第2条第1項第3号に基づいて内閣総理大臣が指定する行政機関。(地震法第2条, 原災法第2条, 国民保護法第2条において準用)
- 「指定地方行政機関」 : 災害対策基本法第2条第1項第4号に規定。「指定行政機関」の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関で, 内閣総理大臣が指定するもの。(地震法第2条, 原災法第2条, 国民保護法第2条において準用)
- 「指定公共機関」 : 災害対策基本法第2条第1項第5号に規定。独立行政法人, 日本銀行, 日本赤十字社, 日本放送協会その他の公共的機関及び電気, ガス, 輸送, 通信その他の公益的事業を営む法人で, 内閣総理大臣が指定するもの。(地震法第2条, 原災法第2条, 国民保護法第2条において準用)
- 「指定地方公共機関」 : 災害対策基本法第2条第1項第6号に規定。地方独立法人, 港務局, 土地改良区その他公共的施設の管理者並びに県の地域において電気, ガス, 輸送, 通信その他の公益的事業を営む法人で, 県知事が指定するもの。(地震法第2条, 原災法第2条において準用)

【 目 次 】

	(ページ)
第1 趣旨	1
第2 大規模災害発生時に実施する交通規制	1
1 各局面の考え方	1
2 緊急交通路の通行を認める車両の分類	1
3 各局面ごとの交通規制	1
第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務	2
1 緊急通行車両の事前届出	2
2 事前届出の対象とする車両	2
3 緊急通行車両の事前届出に関する手続	3
4 事前届出車両の確認	4
5 事前届出車両以外の車両に係る確認	5
6 確認車両の処理経過の明確化	6
7 確認標章及び緊急通行車両確認証明書の受領者に対する指示	6
8 確認標章の考え方	6
9 指定行政機関等に対する指導等	6
第4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い	6
1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出	6
2 事前届出の対象とする車両	7
3 規制除外車両の事前届出に関する手続	7
4 事前届出車両の確認	8
5 事前届出車両以外の車両に係る確認	9
6 確認標章の処理経過の明確化	10
7 規制除外車両の範囲拡大	10
8 確認標章の考え方	10
9 確認標章及び規制除外車両確認証明書の受領者に対する指示	10
10 届出者に対する指導等	10
第5 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い	10
1 事前届出の対象とする車両	10
2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の 準用	11
3 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の 取扱い	11

第6	原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い	11
1	事前届出の対象とする車両	11
2	災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用	12
3	原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い	12
第7	国民保護法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い	12
1	事前届出の対象とする車両	12
2	災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用	13
3	国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い	13
第8	確認標章及び緊急通行（規制除外）車両確認証明書の管理	13
第9	関係書類の整理及び保存期限等	13
1	関係書類の整理	13
2	保存期限	13
3	書類管理	14
第10	標章の交付件数の報告	14
1	報告内容	14
2	報告時点	14
3	報告要領	14
第11	その他	14
1	新聞報道社の取扱いについて	14
2	緊急通行車両等の事前届出制度の周知徹底について	14
3	署員への指導・教養の徹底について	14

緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

第1 趣旨

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、災対法第76条第1項の規定による緊急通行路の指定に伴い、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認等について、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき事務処理等について定めるものである。

第2 大規模災害発生時に実施する交通規制

1 各局面の考え方

(1) 第一局面

大規模災害発生直後

(2) 第二局面

交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の通行も可能となった局面

2 緊急交通路の通行を認める車両の分類

(1) 緊急通行車両

ア 緊急自動車（道路交通法第39条第1項）

イ 災害応急対策に使用される車両（第3の2の(1)参照）

(2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（(1)の車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（例：自衛隊車両、米軍車両、外交官関係の車両、大型貨物自動車、事業用自動車等）

イ ア以外の車両

3 各局面ごとの交通規制

(1) 第一局面

災対法第76条第1項の規定により、原則として次に掲げる車両以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する。

ア 緊急通行車両

イ 規制除外車両のうち自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの

ウ 規制除外車両のうち人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの（規制除外車両として事前届出の対象とするもの）

(2) 第二局面

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、事前届出対象外の車両についても交通規制の対象から除外する。

第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務

1 緊急通行車両の事前届出

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両について、災対法施行令第33条第1項の規定による確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）事務手続を事前実施（以下「事前届出」という。）する場合は、次により行うものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に、事前届出を受理するものとする。

(1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項の規定による災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両（注1）

なお、災害応急対策とは、次に掲げる事項である。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、指定行政機関等については、鹿児島県地域防災計画等に定めるとお

りとするが、指定（地方）公共機関には、営利企業、業界団体等であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等が含まれることに留意すること。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（幹部派出所を含む。以下「警察署等」という。）を受付窓口とし、交通規制課を經由して公安委員会に事前届出を行うものとする。

なお、事前届出は、警察庁が整備するシステムを使用する方法により行うことができる。

ウ 事前届出に必要な書類

- (ア) 緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式。以下「届出書」という。）
- (イ) 自動車検査証の写し（個人所有の場合は、指定行政機関等の車両として使用することを疎明する公用車認定書等の書類を添付する。また、トレーラ等の場合は、牽引車のみを届出の対象とし、被牽引車の届出は不要とする。）
- (ウ) 輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書がない場合は、指定行政機関等の上申書、契約書等）

(2) 届出書の送付及び審査

ア 届出書の送付

警察署等において事前届出の申請を受理した場合は、届出書の記載事項及び添付書類を確認し、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）（別記第2号様式。以下「届出受理簿」という。）に必要事項を記載し、交通規制課長を經由して公安委員会に送付するものとする。

なお、交通規制課においても、届出受理簿を備え付け、処理経過を明らかにしておくものとする。

イ 審査

公安委員会は、申請に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうか、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (ア) 第3の2に該当すること。
- (イ) 第3の2の計画に係る車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名を含む。）、車両の使用者等が適正であること。

(3) 届出済証の交付，返還等

ア 届出済証の交付

公安委員会は，審査の結果，緊急通行車両に該当すると認められるものについては，緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式。以下「届出済証」という。）を警察署長を経由して事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から，次に掲げる理由により再交付申請があった場合は，届出済証に「㊟」と朱書して再交付を行うものとする。

なお，申請時には，既存の届出済証を返還させることとする（亡失した場合は，再交付後に発見したときに返還させること。）。

(ア) 事前届出の内容に変更が生じたため。ただし，変更する内容は登録（車両）番号以外とし，登録（車両）番号が変更になる場合は，新たに事前届出を行うものとする。

(イ) 届出済証を亡失し，滅失し，汚損し，又は破損したため。

3の(2)のアの規定は，届出済証の再交付手続に準用するが，届出受理簿の備考欄に受理年月日を記入するとともに「再交付」と朱書することとし，添付書類は省略することができるものとする。

ウ 届出済証の返還

事前届出が行われた車両が，次に掲げる場合に該当するときは，公安委員会に対し届出済証を速やかに返還させるものとする。

(ア) 当該車両が緊急通行車両に該当しなくなったとき。

(イ) 当該車両が廃車となったとき。

(ウ) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるとき。

エ 事前届出の処理経過の明確化

交通規制課及び警察署等は，届出受理簿に事前届出の受理，届出済証の交付，再交付，返還等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

4 事前届出車両の確認

(1) 届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は，事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(2) 届出済証による緊急通行車両であることの確認は，警察本部，警察署等及び交通検問所において行うことができるものとする。

(3) 緊急通行車両であることの確認に当たっては，当該車両の使用者に，既に交付されている届出済証を提示させるとともに，緊急通行車両確認申請書（別記第3号様式）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。この場合において，届出済証は，確認のための提示で足りることから，誤つ

て提出させないこと。

- (4) 緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第4。公安委員会印を印刷したもの）を交付するとともに、緊急通行（規制除外）車両確認申請受理簿（確認証明書交付簿）（別記第4号様式。以下「確認申請受理簿」という。）に必要事項を記載するものとする。緊急通行車両確認証明書の交付番号は、あらかじめ緊急通行車両確認証明書に印字されている管理番号とし、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の払出し状況については、それぞれ緊急通行車両等確認標章受払簿（別記第5号様式。以下「確認標章受払簿」という。）及び緊急通行（規制除外）車両確認証明書受払簿（別記第6号様式。以下「証明書受払簿」という。）に記載し、署長決裁を受けること。

なお、緊急通行車両確認証明書を誤記した場合は、証明書受払簿で署長決裁を受けた上、交通課長又は幹部派出所長立会いの下裁断処分することとし、確認標章又は緊急通行車両確認証明書を同一年月日に複数払い出した場合は、まとめて記載できるものとする。

（記載例）

受払年月日	受払状況			払出先 氏名等	証明書 管理番号
	受入数	払出数	残数		
R〇.〇.〇		8	42	〇〇市 ほか7件	A000001 ～ A000008

- (5) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途交通規制課を通じ指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

(1) 申請の受理

届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署等において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 必要な書類

ア 緊急通行車両確認申請書

イ 自動車検査証の写し（個人所有の場合は、指定行政機関等の車両として使用することを疎明する公用車認定書等の書類を添付する。また、トレーラ等の場合は、牽引車の自動車検査証の写しのみとし、被牽引車は不要とする。）

ウ 輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書がない場合は、指定行政機関等の上申書、契約書等）

(3) 緊急通行車両確認申請書の審査

確認の申請を受けた者は、当該車両が「事前届出の対象とする車両」に該当する車両であるか、緊急通行車両確認申請書及び添付書類を審査するものとする。

(4) 確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、4の(4)の規定を準用して確認申請受理簿に必要事項を記載し、確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

(5) 確認標章の有効期限等

4の(5)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章の有効期限等に準用するものとする。

6 確認車両の処理経過の明確化

交通規制課及び警察署等は、確認申請受理簿を備え付け、交通検問所からの報告も含め、処理経過を明確にしておくものとする。

7 確認標章及び緊急通行車両確認証明書の受領者に対する指示

確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する場合、受領者に対して次の事項を指示するものとする。

(1) 確認標章は、ダッシュボード上の車両の前面の見やすい場所に掲示すること。

(2) 緊急通行車両確認証明書は、確認標章と一体となっているものであることから、通行の際、当該車両に備え付けること。

(3) 緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、確認標章及び緊急通行車両確認証明書を返納すること。

8 確認標章の考え方

緊急用務に使用中の緊急自動車（赤色灯点灯及びサイレン吹鳴中のもの。）については、緊急交通路を通行する際、確認標章の掲示が不要であるが、緊急用務中でなければ、災害応急対策に使用される車両として確認標章の掲示を必要とする。

9 指定行政機関等に対する指導等

交通規制課長及び警察署長等（幹部派出所長を含む。）は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

第4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることになる。

なお、事前届出車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての事前届出を行う必要がある。

2 事前届出の対象とする車両

災害応急対策に使用される車両（人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なものであって「事前届出の対象とする車両」）（注2）

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 申請者及び申請先

第3の3の(1)のア及びイの規定は、規制除外車両の事前届出に準用するものとする。

イ 申請書類

規制除外車両事前届出書（別記第7号様式。以下「除外届出書」という。）及び次の書類の提出を求めるものとする。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

自動車検査証の写し及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

自動車検査証の写し及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

(ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

自動車検査証の写し及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

自動車検査証の写し及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする

る。

(2) 除外届出書の送付及び審査

ア 除外届出書の送付

警察署等において事前届出の申請を受理した場合は、除外届出書の記載事項及び添付書類を確認し、審査の結果、規制除外車両の事前届出車両に該当すると認めるときは、規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）（別記第8号様式。以下「除外届出受理簿」という。）に必要事項を記載し、交通規制課長を経由して公安委員会に送付するものとする。

なお、交通規制課においても、除外届出受理簿を備え付け、処理経過を明らかにしておくものとする。

イ 審査

公安委員会は、申請に係る車両が規制除外車両の事前届出車両に該当するかどうか、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

(ア) 第4の2に該当すること。

(イ) 第4の2に係る車両の用途、車両の使用者等が適正であること。

(3) 除外届出済証の交付、返還等

ア 除外届出済証の交付

公安委員会は、審査の結果、規制除外車両の事前届出車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（別記第7号様式。以下「除外届出済証」という。）を警察署長を経由して事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証の再交付、返還及び事前届出の処理経過の明確化

第3の3の(3)のイからエの規定は、除外届出済証の再交付等に準用する。この場合において、「届出済証」に係る部分を「除外届出済証」、「届出受理簿」に係る部分を「除外届出受理簿」と読み替えるものとする。

4 事前届出車両の確認

(1) 第3の4の(1)及び(2)の規定は、規制除外車両であることの確認に準用する。この場合において、「届出済証」に係る部分を「除外届出済証」、「緊急通行車両」に係る部分を「規制除外車両」と読み替えるものとする。

(2) 規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申請書（別記第9号様式）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。この場合において、除外届出済証は、確認のための提示で足りることから、誤って提出させないこと。

(3) 規制除外車両であることの確認を行った場合には、第3の4の(4)の規定を準用して、確認標章及び規制除外車両確認証明書（別記第9号の2様式）を交付するものとする。

(4) 第3の4の(5)の規定は、確認標章の有効期限に準用する。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

(1) 車両の確認

第一局面においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対して規制除外車両であることの確認を行うが、第二局面においては、次に掲げるような車両を規制除外車両とすることが検討され、順次、規制除外車両の範囲が拡大されることとなる。

規制除外車両であることの確認方法は、次のとおりである。

ア 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

自動車検査証等により車両の形状を確認する。

イ 路線バス・高速バス

自動車検査証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

ウ 霊柩車^{きゆう}

自動車検査証等により車両の形状を確認する。

エ 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

自動車検査証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、例えば、次の物資等を輸送することを確認する。

(ア) 医薬品、医療機器、医療用資材等

(イ) 食料品、日用品等の消費財

(ウ) 建築用資材

(エ) 金融機関の現金

(オ) 家畜の飼料

(カ) 新聞、新聞用ロール紙

(2) 申請の受理

除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署等において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(3) 必要な書類

ア 規制除外車両確認申請書

イ 自動車検査証の写し

ウ 規制除外車両であることを疎明する書類

(4) 規制除外車両確認申請書の審査

確認の申請を受けた者は、当該車両が規制除外車両に該当するか、規制除外車両確認申請書及び添付書類を審査するものとする。

(5) 確認標章及び規制除外車両確認証明書の交付

規制除外車両であることの確認を行った場合は、第3の4の(4)の規定を準

用して、確認申請受理簿に必要事項を記載し、確認標章及び規制除外車両確認証明書を交付するものとする。

(6) 確認標章の有効期限等

4の(4)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章の有効期限等に準用するものとする。

6 確認標章の処理経過の明確化

交通規制課及び警察署等は、確認申請受理簿を備え付け、交通検問所からの報告も含め、処理経過を明確にしておくものとする。

7 規制除外車両の範囲拡大

第二局面において通行を認められることとなるのは、第一局面の車両に加えて、5の(1)に規定された事前届出対象外の規制除外車両である。この場合において、規制除外車両の範囲を拡大する方法としては、確認標章の交付対象を拡大していく方法（この場合においては、公安委員会の意思決定の見直しは要しない。）及び交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について公安委員会の意思決定により一律に除外するなどして、交通規制から除く車両を追加する方法がある。

意思決定により交通規制の対象から一律に除外する場合は、自動車登録番号標の寸法又は分類番号により車両の判別ができるように意思決定を見直すこととする。

8 確認標章の考え方

意思決定により通行を一律に認められた車両及び特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有している車両（災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）については、緊急交通路を通行する際、確認標章の掲示が不要であるが、他の規制除外車両は確認標章の掲示を必要とする。

9 確認標章及び規制除外車両確認証明書の受領者に対する指示

第3の7の規定は、「緊急通行車両」に係る部分を「規制除外車両」と読み替えて準用する。

10 届出者に対する指導等

第3の9の規定は、届出者に対する指導等に準用する。この場合において、「指定行政機関等」を「届出者」に読み替えるものとする。

第5 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 事前届出の対象とする車両

地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、地震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項において「法第24条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

なお、地震防災応急対策は、次に掲げる事項である。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- エ 施設並びに設備の整備及び点検に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両

- 2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第3の3、4（(5)を除く。）、5の(1)及び9の規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び緊急輸送車両であることの確認等に準用する。この場合において、第3の4の(4)中「災対法施行規則別記様式第4」に係る部分を「地震法施行規則別記様式第7」と読み替えるものとする。

- 3 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

- 第6 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

- 1 事前届出の対象とする車両

原災法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当

する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

なお、緊急事態応急対策は、次に掲げる事項である。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設並びに設備の整備、点検及び応急の復旧に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

- 2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第3の3、4、5の(1)、(3)、(4)及び9の規定は、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。

- 3 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第4の規定は、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第4の1中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

- 第7 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

- 1 事前届出の対象とする車両

国民保護法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が

国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両

ア 警報の発令，避難の指示，被災者の救助，消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 輸送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

(2) 指定行政機関等が保有し，若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関，団体等から調達する車両

2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第3の3，4，5の(1)，(3)，(4)及び9の規定は，国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。

3 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第4の規定は，国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において，第4の1中「災害応急対策」とあるのは，「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

第8 確認標章及び緊急通行（規制除外）車両確認証明書の管理

交通規制課及び警察署等は，確認標章又は緊急通行（規制除外）車両確認証明書の受払いをしたときは，確認標章受払簿又は証明書受払簿により受払い及び使用状況を明らかにしておくこと。管理は暦年とし，年末に残数を確認して次年へ繰越し手続を行い，決裁を受けることとする。

なお，確認標章及び緊急通行（規制除外）車両確認証明書が誤記により使用できなくなったときは，受払簿の備考欄に「誤記」及び「廃棄日」を朱書で記載しておくこと。

また，廃棄に当たっては，交通課長又は幹部派出所長立会いの下で，裁断処理すること。

第9 関係書類の整理及び保存期限等

関係書類は，次により整理及び保存するものとする。

1 関係書類の整理

緊急通行車両の確認事務及び交通規制の対象から除外する車両の確認事務については，それぞれ区分して編冊保管すること。

2 保存期限

(1) 緊急通行車両確認申請書，規制除外車両確認申請書及び確認申請受理簿の保存期限は，1年とする。

- (2) 確認標章受払簿及び証明書受払簿の保存期限は、3年とする。
- (3) 届出書、届出受理簿、除外届出書及び除外届出受理簿の保存期限は、30年（常用）とする。

3 書類管理

書類管理については、「暦年」管理となるので誤りのないようにすること。

第10 標章の交付件数の報告

1 報告内容

災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制が実施されたときは、緊急通行車両に対する標章交付件数報告書（別記第10号様式）及び規制除外車両に対する標章交付件数報告書（別記第11号様式）により、標章の交付件数（累計数）を報告すること。

2 報告時点

大規模災害発生時に交通規制課を通じ指示する。

3 報告要領

大規模災害発生時に交通規制課を通じ指示するが、K P - W A Nに不具合が生じた場合には、F A X又は電話による報告を求めることとなることに留意すること。

第11 その他

1 新聞報道社の取扱いについて

報道機関のうちテレビ各社は、県の地域防災計画で指定地方行政機関として定められているが、新聞報道社が定められていないことから、知事、公安委員会及び新聞報道社との協定締結により、新聞報道社を指定地方公共機関に準じた位置付けとし、緊急通行車両等の対象として取り扱うものである。

新聞報道社とは、

南日本新聞社	南海日日新聞社
朝日新聞社鹿児島総局	毎日新聞社鹿児島支局
読売新聞西部本社鹿児島支局	西日本新聞社鹿児島総局
共同通信社鹿児島支局	時事通信社鹿児島支局
日本経済新聞社鹿児島支局	

である（平成9年4月15日協定締結）。

2 緊急通行車両等の事前届出制度の周知徹底について

公安委員会及び警察署は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続及び事前届出車両の確認手続について、県、地方防災会議等を通じて関係機関等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

3 署員への指導・教養の徹底について

各署にあっては、休日及び平日の警察署等窓口の執務時間外に申請があった場合においても適正に対応できるよう署員に対し、指導・教養を行うこと。

(注1) 防災基本計画(平成26年1月, 中央防災会議)第2編第2章第5節1「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」では, 緊急輸送活動について, 被害の状況, 緊急度, 重要度を考慮し, また, 人命の安全, 被害の拡大防止, 災害応急対策の円滑な実施に配慮して行うこととしている。

また, 次のとおり緊急輸送対象を想定している。

一 第1段階

- ア 救助・緊急活動, 医療活動の従事者, 医療品等人命救助に要する人員, 物資
- イ 消防, 水防活動等災害の拡大防止のための人員, 物資
- ウ 政府災害対策要員, 地方公共団体災害対策要員, 情報通信, 電力, ガス, 水道施設
保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設, 輸送拠点の応急復旧, 交通規制等に必要な人員及び物資

二 第2段階

- ア 上記一の続行
- イ 食料, 飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

三 第3段階

- ア 上記二の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

(注2) 車両の選定は, 阪神・淡路大震災, 東日本大震災ともに緊急交通路の通行を認めた車両を踏まえて行っている。

別記
第1号様式（第3の3関係）

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	年 月 日
緊急通行車両等事前届出書	
鹿児島県公安委員会 殿	
届出者住所 （電話） 氏 名	

番号標に表示されている番号	
---------------	--

車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
--------------------------------	--

使用者	住所	
	氏名	（電話）

出発地	
-----	--

（注）
この事前届出書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	第A- 号
緊急通行車両等事前届出済証	
上記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日 鹿児島県公安委員会 <input type="checkbox"/>	

- （注）
- 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提示して所要の手続を受けてください。
 - 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。
 - 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 - (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式（第3の4関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認申請書		
鹿児島県公安委員会 殿		
申請者 住所		
(電話)		
氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	(電話)
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考	事前届出済証交付番号 第 号	

備考 用紙は、日本産業規格A列5番とする。

緊急通行（規制除外）車両確認証明書受払簿

決 裁				受払年月日	受 払 状 況			払 出 先	証 明 書 管 理 番 号	備 考
署 長 (課長)	副署長 次 長 (理事官)	課 長 (係長)	担 当 者		受入数	払出数	残 数	氏 名 等		

※1 新年には、前年からの繰り越し数を記載し、決裁を受けること。

※2 年末には、次年へ繰り越す数を記載し、決裁を受けること。

第7号様式（第4の3関係）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		年 月 日
規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書		
鹿児島県公安委員会 殿		
届出者住所 （電話） 氏 名		
番号標に表示されている 番号		
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）		
使用者	住 所	(電話)
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		
災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第D- 号
規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証		
上記のとおり事前届出を受けたことを証する。		
年 月 日 鹿児島県公安委員会 印		
(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提示して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、汚損し若しくは破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第9号様式（第4の4関係）

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 請 書		
鹿児島県公安委員会 殿		
申請者 住所		
(電話)		
氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	(電話)
	氏名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備考	事前届出済証交付番号 第 号	

備考 用紙は、日本産業規格A列5番とする。

第9号の2様式（第4の4関係）

第 号 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書	
鹿児島県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 (電話)
	氏名
通行日時	
通行経路	出 発 地 目 的 地
備 考	事前届出済証交付番号 第 号

備考 用紙は、日本産業規格A列5番とする。



緊急通行車両に対する標章交付件数報告書

警察署名	
担当者名	
警電	

時点	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	合計
	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										

【凡例】

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における交通秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ※ 事前届出のあった内数

除

規制除外車両に対する標章交付件数報告書

警察署名	
担当者名	
警電	

時点	ア	イ	ウ	エ						合計
	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										

【凡例】

- ア 医師・歯科医師，医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両
- エ 建設用重機，道路啓開作業用車両，又は重機輸送用車両
- ※ 事前届出のあった内数